

盛岡市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年2月8日

盛岡市監査委員	工藤由春
同	菊池秀一
同	佐藤敬三
同	八木橋美紀

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成27年11月27日付け27盛監第50号 |
| 2 対象部署及び事項 | 商工観光部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

27 盛 観 第 99 号
平成28年 1月 29 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成27年11月27日付け27盛監第50号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 商工観光部観光課）

- (1) 物品の購入に当たり、分割発注による少額随意契約の事例が見受けられたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 物品の購入に当たり、検収等の事務処理が遅延している事例などが多数みられたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 全額前払いした補助事業の完了確認に当たり、精算が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (4) 全額前払いした業務委託の完了確認に当たり、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (5) 日帰り旅行に当たり、決裁権者の決裁がない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (6) 繰越調定に当たり、調定の日付に誤りがある事例、調定をせずに収入している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 物品の購入における分割発注について

ア 措置の内容

所属長及び関係職員から事情聴取し適正方指導するとともに、物品の発注に係る適正な事務処理及び相互チェックについて課内研修により徹底した。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、所属長による厳正な事業執行管理が不十分で、担当職員一人に事務を任せきりになっていたこと等による。

今後は、物品購入事務について計画表を作成・共有することで、所属長・担当・副担当・グループリーダー等複数の職員による事務執行体制の確立及び確実なチェックを実施する。

(2) 物品の購入における検収等の事務処理について

ア 措置の内容

所属長及び関係職員から事情聴取し適正方指導するとともに、物品購入に係る適正な事務処理及び相互チェックについて課内研修により徹底した。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、所属長による厳正な事業執行管理が不十分で、担当職員一人に事務を任せきりになっていたこと等による。

今後は、物品購入事務について計画表を作成・共有することで、所属長・担当・副担当・グループリーダー等複数の職員による事務執行体制の確立及び確実なチェックを実施する。

(3) 補助事業の完了確認に係る精算について

ア 措置の内容

平成27年10月6日に精算措置を行うとともに、課内研修を実施し、課員に対して適正な事務処理について徹底指導した。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、全額前払いをしたことで精算払いが発生しなかったため、担当者が精算措置を失念したことによる。

今後は、補助金交付事務全体について工程表を作成、共有することで、担当・副担当・グループリーダー等複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで再発を防止する。

(4) 業務委託の完了確認及び完了検査について

ア 措置の内容

平成27年10月16日に完了検査を行うとともに、課内研修を実施し、課員に対して適正な事務処理について徹底指導した。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、全額前払いをしたことで担当者が完了検査を失念したことによる。

今後は、業務委託事務全体について工程表を作成、共有することで、担当・副担当・グループリーダー等複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで再発を防止する。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

(5) 日帰り旅行に係る決裁権者の決裁について

ア 措置の内容

決裁権者の事後決裁を得るとともに、課内研修を実施し、課員に対して適正な事務処理について徹底指導した。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、申請者及び庶務担当者のチェックミスが主因として起きたものである。

今後は、旅行命令等の庶務事務についてチェック表を作成、共有することで、担当・副担当・グループライダー等複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで再発を防止する。

(6) 歳入の予算管理及び調定事務について

ア 措置の内容

課内研修を実施し、調定時の日付の誤りや調定漏れがない事務処理を適正に行うよう決裁権者及び課員全員に指導を行った。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、担当者の適正な調定の事務処理に係る認識不足と、所属長による厳正な予算管理についての認識不足によるものであった。

今後は、各種事務処理についての職場研修を行い、関係法令等に基づく適正な調定の事務処理を徹底するとともに、所属長が定期的に事務処理状況の確認を行い、再発を防止する。